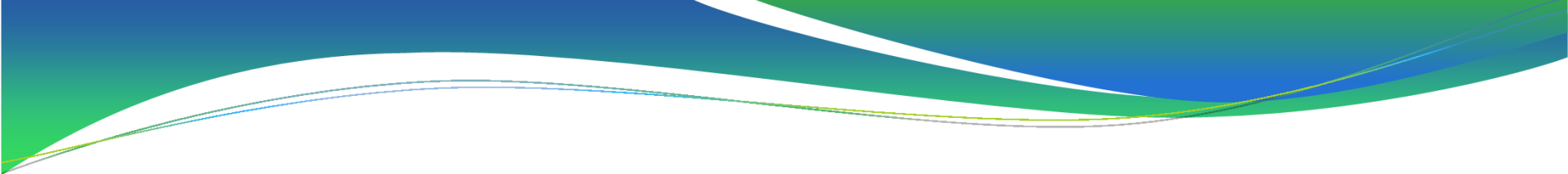


「県道会津坂下・会津高田線管路DB整備事業建設工事」に係る 工事説明会

～下水道の使用について～

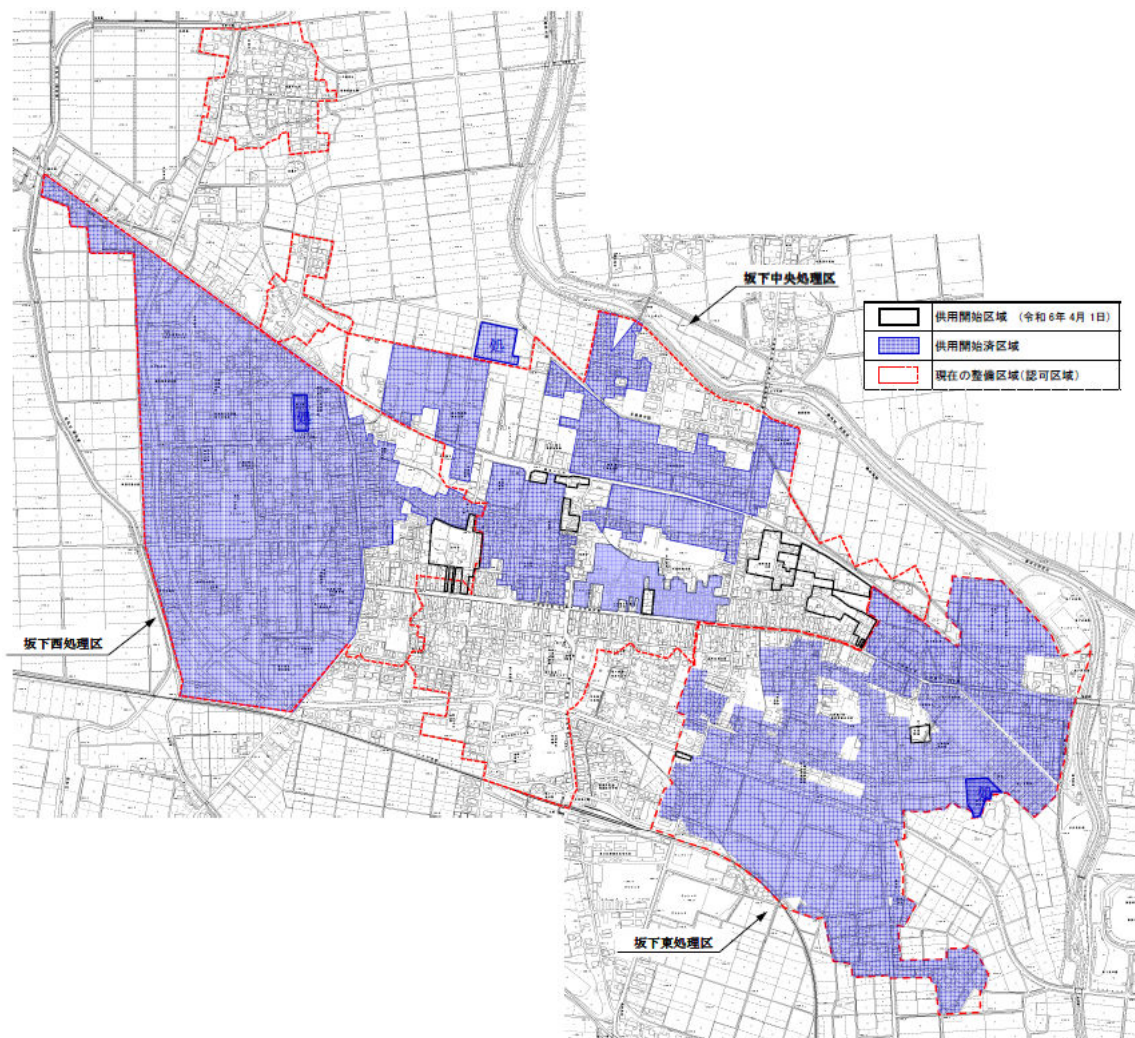


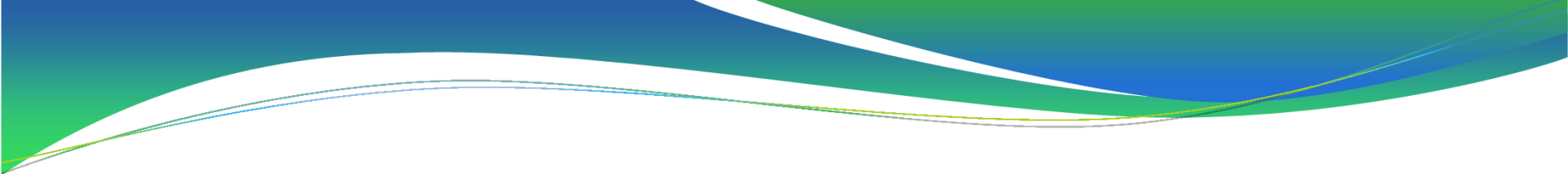
使用開始時期について

下水道工事が完了すると、町による検査を実施します。
その後、下水道への接続工事が可能となる区域や年月日などを町役場掲示板等で公示し、下水道への接続工事が可能となります。

本工事による使用開始は令和8年4月1日を予定しています。

現在の下水道使用可能区域





早期接続のお願いについて

下水道法第10条・・・

「公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合、その他政令で定める場合においてはこの限りでない。」

下水道法第11条の3・・・

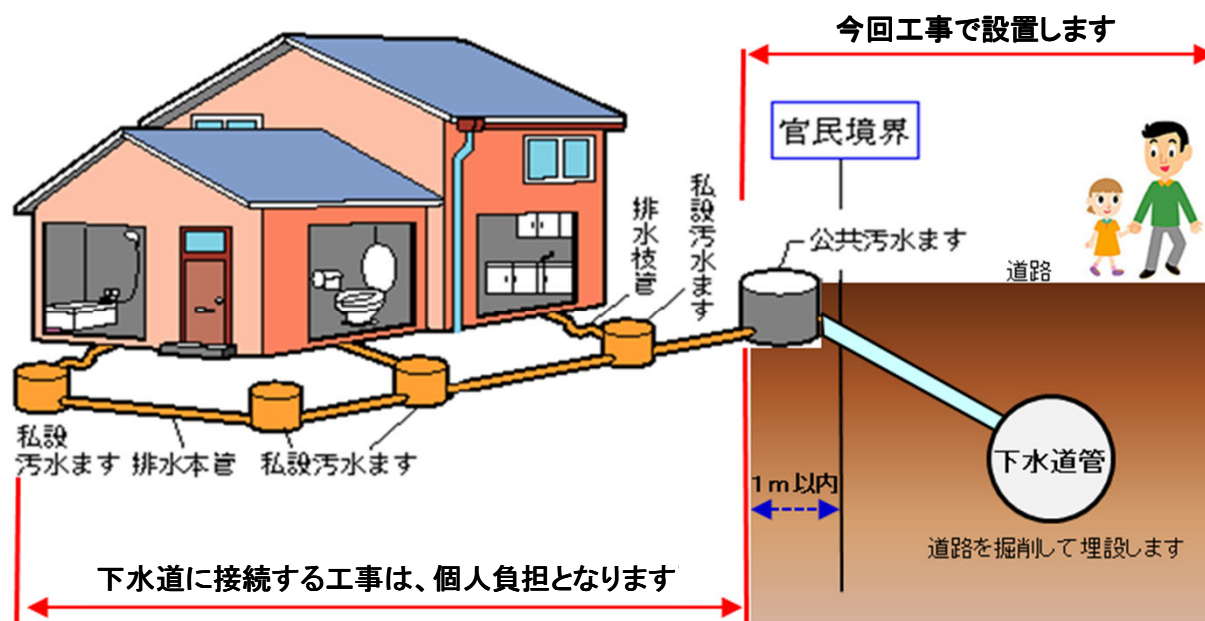
「処理区域内において、くみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。」

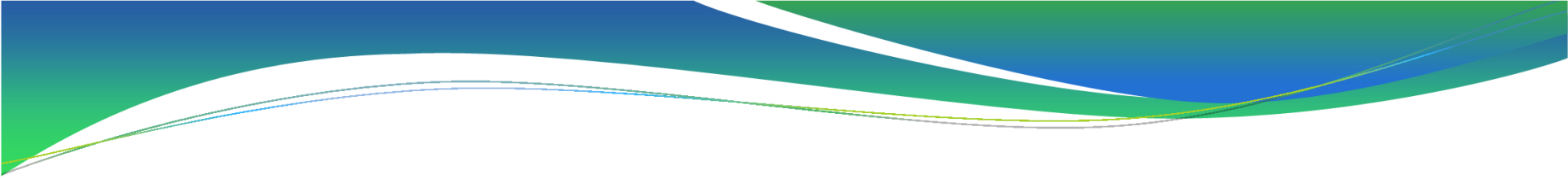
とされておりますので、早期の下水道接続をお願いします。

排水設備について

排水設備とは、公共下水道に汚水を流すための宅地内の排水管や汚水ます等の総称であり、家庭の台所・洗濯・洗面・風呂・水洗トイレなどからの汚水をすみやかに公共下水道に流す役割を果たしています。

この排水設備は、個人が設置し、保守・点検などの管理をしていただくことになっています。





排水設備工事の申込みについて

町では、排水設備を安心して設置していただけるよう「会津坂下町排水設備工事指定業者」制度を定めています。

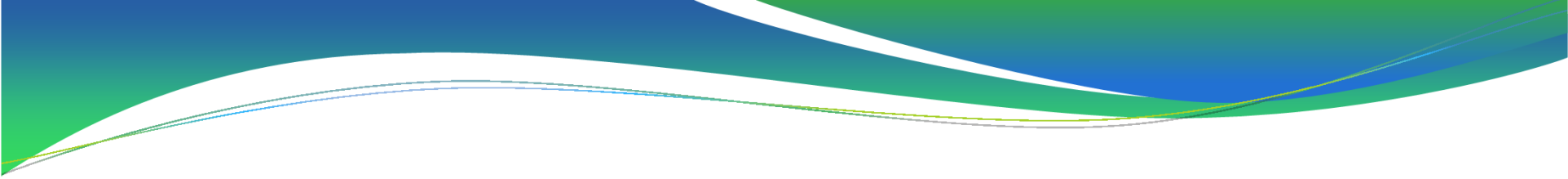
指定業者は、法令等の基準にあった設備をつくるために必要な技術を習得しているとともに、申請者が行う工事に必要な書類の作成・諸手続きをサポートします。

また、事前に工事費の見積りの作成も可能です。

「会津坂下町排水設備工事指定業者 一覧」については、町ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

＜参考＞ 排水設備工事(下水道接続)にかかる費用について
(申請工事費の平均)

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・くみ取り便槽から接続 | 約57万円(トイレ改修、水廻り接続) |
| ・単独浄化槽から接続 | 約53万円(水廻り接続) |
| ・合併浄化槽から接続 | 約26万円(配管の切替え工事のみ) |



下水道使用料について①

公共下水道は、汚水が流入し始めてからが重要であり良好な状態で処理場を維持管理していくことが必要になります。処理場の維持管理には、電気代、運転管理費、汚泥処分費、薬品費等の経費がかかります。この経費を「下水道使用料金」で賄うことになります。

～下水道使用料金はどのくらいかかるのか～

①使用料金の計算方法

- ・上水道を使用している場合は、上水道の使用水量をもとに算出します。
- ・井戸水(地下水)を使用している場合は、世帯人員1人につき7m³を乗じた水量が使用水量となります。
- ・水道と井戸水(地下水)を併用している場合は、水道使用料と世帯人員1人につき3.5m³を乗じた水量の合計水量を使用水量とします。

下水道使用料について②

②下水道使用料金表

種 別	区 分	料 金	種 別	区 分	世帯人員	料 金
水道水のみ使用する 場合	基本料金	0m ³ ～10m ³ 1,557円	井戸水のみ使用する 場合	世帯人員 1人につき 7 m ³ / 月 とみなして算出	1人	7m ³ 1,557円
	従量料金	11m ³ ～ 20m ³ 167円			2人	14m ³ 2,225円
	(1m ³	21m ³ ～ 50m ³ 178円			3人	21m ³ 3,405円
	につき)	51m ³ ～100m ³ 211円			4人	28m ³ 4,651円
		101m ³ ～ 256円			5人	35m ³ 5,897円
					6人	42m ³ 7,143円
※この表に記載された料金には、別途消費税が加算されます。			水道水と井戸水を併用する場合	1月当たりの水道水使用水量に世帯人員1人につき3.5m ³ / 月を加えた数値を用いて料金を計算します。	7人	49m ³ 8,389円